

平成 27 年 2 月 20 日
大日本除虫菊株式会社

**弊社「虫コナーズプレートタイプ」、「虫コナーズ玄関用」のパッケージ表示等に関する
措置命令についてのお詫びとお知らせ**

弊社は2月20日付けで、消費者庁より、弊社が販売している11製品「虫コナーズプレートタイプ30日用」「60日用」「100日用」「150日用」「200日用」「250日用」、「虫コナーズ玄関用100日用」「玄関用150日用」「玄関用200日用」「玄関用250日用」及び「虫コナーズアロマプレートタイプ100日フレッシュフローラル」について、パッケージ表示の一部が不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第1号に違反するとして、同法第6条に基づき措置命令を受けました。

措置命令を受けるに至った原因は、例えば「虫コナーズプレートタイプ」では「使用の目安12畳」または「14畳」といった範囲の表示において、開放空間においても同等の効果があるように消費者の皆様にご誤解を与える表現になっていたことによるものでした。

弊社では屋内と屋外の境目で使用し、屋内への虫の侵入を予防する商品として、開発段階から現在に至るまで、各種試験を十分行い効果を確認しております。商品パッケージには、適正にご使用いただくための指針として、室内の効果試験をもとにした使用の目安を畳数で表示しておりましたが、今回のご指摘を真摯に受止め、消費者にご誤解を与えないよう、「使用の目安の範囲は屋内テストの結果であること」、また「屋内と屋外の境目に吊るしてください」という文言を追加するなど、順次表示事項の是正を進めて参ります。

この度の件で、お客様をはじめ関係各位にはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向けて一層管理体制の強化を行い、わかりやすく誤解のない表示記載に努めて参りますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<お客様からのお問い合わせ先>

大日本除虫菊株式会社 お客様相談室 06-6441-1105

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）